

## 融資あっせん利子補給制度

くみ取り便所を水洗便所に改造する方やし尿浄化槽を撤去する方に、町では無利子でその資金の融資あっせんをいたします。

### 対象

- くみ取り便所を水洗に改修する工事
- 既設の浄化槽を撤去して公共下水道に接続する工事
- その他の排水設備工事

### 融資あっせん額

- 改造工事1件につき5万円以上70万円以内

### 融資の条件

- 融資金は無利子(ただし遅延利息は、本人負担)
- 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から均等月割償還とする。
- 償還額は、改造工事1件につき毎月1万円とする。

### 融資あっせんの要件

- 建築物の所有者、または使用者
- 償還金の支払い能力があること
- 町税・下水道事業受益者負担金及び水道料金等を滞納していないこと。
- 工事費を一時に負担することが困難であること
- 連帯保証人(1人)を有すること

### 取扱金融機関

- 町内の指定金融機関・収納代理金融機関

### 融資あっせんの取り消し

- 上記の融資あっせんを受ける要件を欠いたとき
- 偽り、その他不正な手段により融資を受けたとき
- 償還を怠ったとき
- その他  
融資あっせんを希望される方は、排水設備工事の「計画確認申請」の際水洗便所改造資金融資あっせん申請書に記入の上、町水道課へお申し込み下さい。